

「衆議院選挙制度に関する調査会」のあり方をめぐって

1 「衆議院選挙制度に関する調査会」の設置

6月19日、衆議院衆議院議員運営委員会は、衆議院の選挙制度を検討する「第三者機関」の設置を決定した。同日の確認によれば、諮問事項は、①現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）、②各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、③一票の較差を是正する方法、④現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点、とされている。

7月29日、伊吹文明衆議院議長は与野党10党の幹事長・書記局長と会談し、「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下、「調査会」）の委員15人を示し、共産・社民両党を除く8党の同意を得た。報道によれば、調査会は9月上旬に初会合を開き、2016年までに選挙制度関連の法改正ができるよう答申する予定とされている。

「第三者機関」への動きが浮上した本年3月、弁護士2100名余で構成する自由法曹団は、法律家の立場から検討を加え、見解「『第三者機関』への丸投げは許されない」を発表した。見解では、検討を「第三者機関」に委ねることは国会の役割の放棄であるばかりか、「唯一の立法機関」（憲法41条）である国会の権限と責任の面でも、憲法上の「立法事項」とされている選挙制度（憲法44条、47条）の検討のあり方の面でも、重大な問題をはらんでいることを明らかにしている。

にもかかわらず、「第三者機関」の設置が、国会内の多数の力によって強行されたことは、きわめて遺憾というほかはない。

2 調査会のあり方と運営

「国会こそが本来の検討機関」という自由法曹団見解の見地は、調査会が設置されたからといって変わるものではない。同時に、国会に委ねられた問題を先行的に検討することになる調査会のあり方は、その役割にふさわしいものでなければならない。

以下、調査会が役割を果たそうとするなら、少なくとも求められるあり方を摘示する。

(1) 投げかけられている課題

検討が求められている根源の問題は「選挙制度のあり方」そのものであって、具体的課題とされている「定数削減」や「較差是正」は、あるべき選挙制度についての本格的な検討なしに結論を出せるものではない。

意見書で指摘してきたとおり、いま喫緊の課題になっているのは、現在の小選挙区比例代表並立制（以下、「並立制」）がもたらした問題を正しく総括し、国民の声が反映して議会制民主主義が再生できる選挙制度を模索することである。そうした検討・模索こそが、小選挙区制の見直しを求める各界からの要求に合致し、「並立制の功罪の検証」を合意した国会の意思（13年6月）国会の意思にも沿うことになるのである。

(2) 客観的かつ公正な検討の保障

選挙制度に検討を加える以上、現在の並立制の客観的な検証ができねばならず、さまざまな選挙制度について公正な検討が行えねばならない。

調査会の「座長」に、元東大総長の佐々木毅氏が内定しているとのことであるが、「民間政治臨調」の主査、「21世紀臨調」の共同代表であった佐々木氏が、政治改革と小選挙区制を推進してきたことはつとに知られるところである。

そうした構成となる調査会が、「客観的かつ公正に審議した」と言えるためには、政治改革や小選挙区制を批判する見解が十二分に反映させられねばならないのである。

(3) 国民への公開と国民の参加

選挙制度が、主権者国民が主権を行使するための制度である以上、検討・審議は国民に開かれたものでなければならず、国民の参加が保障されるものでなければならぬ。

それには、本来の審議機関である国会（委員会）などで実現がはかられている以下のような制度・システムが検討され、確立される必要がある。

a 国民に開かれた審議

調査会（会議）のインターネット上での公開、希望者の傍聴
発言者の明記を含めた会議録の作成とインターネット上での公開
配布資料の傍聴者への交付とインターネット上での公開

b 国民の参加の保障

各分野の専門家・有識者の見解を反映させるための「参考人陳述」
各地方・地域の見解を反映するための「中央公聴会」「地方公聴会」
国民的な論議の呼びかけと意見反映のためのパブリックコメントなど

3 「政治改革の20年」の検証と新たな制度の模索

並立制を導入した「政治改革」法が強行されて20年になる。その後の議会政治のありようを決めたのが並立制の導入だったことは明白であり、憲法・平和・民主主義の分野、経済・社会・くらしの分野のいかんを問わず、並立制が甚大な影響をおよぼしてきたことに異論を見ないだろう。いま、その「政治改革の20年」の検証と総括が求められ、あすに向けた新たな制度の模索が求められている。

自由法曹団は、歴史的な検討を担うことになった調査会がその使命を正しく果たすことを求めるとともに、引き続き、小選挙区制の廃止と議会制民主主義の再生のために奮闘するものである。

2014年 8月 8日

自 由 法 曹 団

団 長 篠 原 義 仁